

川崎市病院局規程第9号

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市病院事業管理者 金井歳雄

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を  
改正する規程

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成17年  
川崎市病院局規程第15号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第1項及び第2項」を「第1項及び第2項並びに第20  
条の5第1項」に改める。

第12条第1項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの  
」に改め、同条第9項第2号中「第1項の規定による請求にあっては3歳に、  
第2項の規定による請求にあっては」を削る。

第13条中「第1項及び第2項」を「第1項及び第2項並びに第20条の5  
第1項」に、「中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、同  
条」を「及び」に改める。

第15条第1項に次の1号を加える。

(7) 子育て部分休暇

第20条の3第4項中「又は職員の育児を事由とする特別休暇」を「、職員  
の育児を事由とする特別休暇又は子育て部分休暇」に、「又は当該特別休暇」  
を「、当該特別休暇又は当該子育て部分休暇」に改める。

第20条の4の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第20条の5 職員（育児短時間勤務職員等を除く。）は、小学校就学の始期  
から中学校就学の始期に達するまでの間にある子を養育するため、1日の勤  
務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、子  
育て部分休暇を受けることができる。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認  
められる時間とする。

3 子育て部分休暇の単位は、30分とする。

4 子育て部分休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業、職員の育児を事由とする特別休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業、当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

5 第20条の3第5項の規定は、子育て部分休暇について準用する。

第21条中「又は組合休暇」を「、組合休暇又は子育て部分休暇」に改め、同条に次の1項を加える。

6 管理者は、子育て部分休暇を受けている職員が次の各号に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

（1）子育て部分休暇を受けている職員について当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。

（2）子育て部分休暇を受けている職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。

（3）子育て部分休暇を受けている職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

第23条を第25条とし、第22条を第24条とし、第21条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第22条 管理者は、職員が配偶者等、父母、子、配偶者の父母又は第20条第1項各号に定める者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措

置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他  
の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次  
条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面  
談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する休暇年度  
において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第23条 管理者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようす  
るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

別表第5の16の項中「の看護」を「の看護等」に、「を看護する」を「の  
看護等をする」に改め、同表備考12関係中第2号を削り、第3号を第2号と  
し、第4号を第3号とし、同表備考16関係中第2号を削り、第1号を第2号  
とし、同表備考16関係に第1号として次の1号を加える。

（1）「看護等」とは、負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話、疾病の予  
防を図るために必要な子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律  
第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものに伴  
う子の世話をを行うこと又は子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者  
が別に定めるものへの参加をすることをいう。

別表第5備考17関係中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2  
号とし、同表備考19関係中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第  
3号とする。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。